

## 公立大学法人熊本県立大学が徴収する料金の上限設定(案)の概要について

## 1 趣旨

法人が授業料、入学金等業務に関して料金を徴収するに当たっては、あらかじめその上限を定めて、知事の認可を受ける必要があり、知事は、その認可に先立ち、議会の議決を経る必要がある。(地方独立行政法人法第23条)

そこで、次の2点について決定しなければならない。

法人がその業務に関して徴収する料金の範囲

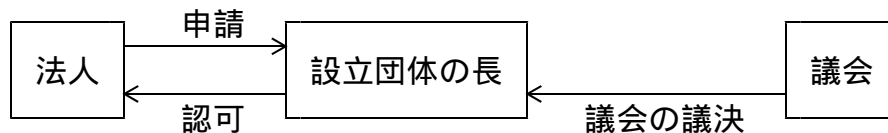
上記の料金の上限

<地方独立行政法人法>

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

## 2 認可申請手続



## 3 料金の範囲(案)

料金の種類	現在徴収している料金	法人化後
授業料(研究料、科目等履修料、特別聴講料含む)		
入学金( )		
入学者選抜手数料(学部、大学院)		
証明書交付手数料		
学位授与申請手数料		

その他財産使用料(食堂、売店の使用料や自販機、公衆電話の使用料等)は、現在、行政財産目的外使用許可使用料として徴収しているが、これは法人の業務の範囲ではないと考えられることから、ここでいう上限を設定する料金の範囲には含めないこととする。ただし、これまでどおり使用料を徴収するためには、法人規程でその金額を定める必要がある。

## 4 料金の上限について（案）

料金の種類		現在額		料金の上限
授業料	授業料	年 額	535,800 円	同 額
	研究料	月 額	29,700 円	
	科目等履修料	1 単位	14,800 円	
	特別聴講料	1 単位	14,800 円	
入学金	学生	生計の主たる維持者が 県内に住所を有する	207,000 円	同 額
		その他	414,000 円	
	研究生	84,600 円		
	科目履修生等	28,200 円		
入学者選抜手数料	学部	17,000 円	同 額	
	大学院	30,000 円		
証明書交付手数料		400 円	同 額	
学位授与申請手数料		57,000 円	同 額	

## 5 先行団体の状況

団 体 名	上限設定額
秋 田 県	徴収額と同額
岩 手 県	徴収額と同額
横 浜 市	徴収額と同額
大 阪 府	徴収額と同額
北九州市	徴収額と同額
長 崎 県	徴収額と同額
東 京 都	徴収額から 10% 増
国立大学法人	標準額と同額（一部例外あり）

国立大学法人の場合、文部科学省令で標準額を定め、特別の事情があるときは、その + 10% までの料金設定を認めている。